

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
1	西普天間住宅地区公営墓地 開発行為変更申請業務委託	令7年11月13日	1,617,000	1,639,000	(有)大和エンジニア	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、令和5年度に実施した開発行為申請業務の変更申請を行う内容であり、先の開発行為申請及び対象区域の設計内容等について熟知した上で申請書類等の作成を行い、関係機関との協議調整について円滑かつ迅速な対応が要求される業務である。実施設計業務受託者であれば、実施設計内容や開発行為対象範囲等を細部まで熟知しており、申請書類等の作成に係る期間の短縮、経費の節減、さらに、関係機関からの追加要望・詳細資料等の対応も含め、円滑かつ迅速な業務の遂行が見込まれる。</p> <p>よって、本業務を円滑かつ迅速に進めるために左記業者より見積を徴し、随意契約を締結した。</p>	
2	西普天間住宅地区公営墓地 納骨堂新築工事監理業務委託	令7年12月16日	6,138,000	6,177,600	(有)Casa plus	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、西普天間住宅地区公営墓地納骨堂新築工事に係る工事監理を行う内容であり、設計内容等について熟知した上で、工事請負業者への指導や工程管理、施工上の変更等に伴う協議及び調整など、補助事業上の限られた工期内での竣工の為、円滑かつ迅速な対応が要求される業務である。基本・実施設計受託者であれば、設計内容や補助対象範囲等を細部まで熟知しており、現場施工に伴う設計変更等への対応に係る期間の短縮、経費の節減、さらに、不測の事態が生じた場合の対応も含め、円滑かつ迅速な業務の遂行が見込まれる。</p> <p>よって、本業務を円滑かつ迅速に進めるために左記業者より見積を徴し、随意契約を締結した。</p>	

3	西普天間住宅地区公営墓地 納骨堂新築工事設計意図伝達業務委託	令7年12月16日	2,112,000	2,138,400	(有)Casa plus	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、西普天間住宅地区公営墓地納骨堂新築工事に係る建築・電気設備・機械設備の各工事において、設計意図を工事請負者等に正確に伝えるための業務です。</p> <p>意図伝達業務は、令和6年国土交通省告示第8号の標準業務とされており、工事施工段階で設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明、設計意図に係る施工図等の確認、及び材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行うもので、工事施工段階で行う実施設計に関する業務です。</p> <p>以上の理由から、本業務は設計者が行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、契約方法を随意契約とした。</p>
4	伊原市営住宅（F棟） 長寿命化改修附帯工事 （駐車場改修）	令7年12月12日	4,994,000	4,998,400	前田建設株式会社	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は、すでに契約履行中である伊原市営住宅（F棟）長寿命化改修工事（建築）の施工中に現状を調査し管理担当者と調整した追加改修等の関連工事である。本工事については、施工上の取り合い及び作業工程の関連性など関連工事と密接な関係があり、関連工事受注者が施工を行う場合、関連工事への影響を最小限に抑えられることや本工事における工期の短縮及び施工費の削減が図れる為、競争入札に付することが不利と認められる。よって、本工事を円滑及び迅速に進めるために左記業者より見積を徴し、随意契約とした。</p>